

日本消化器病学会専門医制度 専門医研修カリキュラム評価表(冊子)使用にあたって

「消化器病専門医」資格取得のための申請に際し、消化器病専門医研修カリキュラム評価表の提出が必要となります。

2018 年（含む）以前の医師免許取得者は、申請時に『消化器病専門医研修カリキュラム評価表（冊子）』を用いた申請手続きが必要となりますので申請を予定されている方はご準備ください。

2019 年以降の医師免許取得者

会員マイページ> 各種申請内に表示されている『専門医研修カリキュラム入力システム』を利用の上、2025 年以降の専門医認定申請準備を行ってください。

※『消化器病専門医研修カリキュラム評価表』（冊子）で研修を行っていた者は、専門医申請手続きの際に従来方式（2018 年以前の医師免許取得者の提出方法）でも可とします。

消化器病専門医研修カリキュラム評価表(冊子) P.1『消化器病専門医研修実績』（認定研修歴）の記載

本学会の認定施設、関連施設または特別関連施設において消化器病専門医研修カリキュラムによる認定研修修了が必要です。※特別関連施設での研修期間は 1 年間までとする。

消化器病専門医研修カリキュラム評価表(冊子)P.1『消化器病専門医研修実績』に記載する欄には各資格(認定内科医、外科専門医予備試験、放射線科専門医、小児科専門医)資格取得に必要な所定の臨床研修修了後の、本学会専門医制度による認定施設・関連施設・特別関連施設での認定研修(消化器臨床研修)について記載してください。

認定研修歴の証明には、認定施設(認定研修期間)ごとに、日本消化器病学会認定指導医の署名および捺印が必要です。

<認定研修とは>（2022 年以前の医師免許取得者、2030 年までの申請）

① 認定内科医・総合内科専門医または内科専門医資格取得者

→ 認定内科医資格取得に必要な所定の内科臨床研修終了後、3年以上の消化器臨床研修が必要

→ または、基本領域の専門医資格取得に必要な所定の内科臨床研修を修了し、基本領域の臨床研修開始 2 年目以降に 3 年以上の認定研修が必要

2019 年～2022 年の医師免許取得者は、「日本消化器病学会専攻医登録評価システム(消化器病学会版 J-OSLER)」を用いた研修も修了していること。

② 外科専門医・外科認定登録医資格取得者

→ 外科専門医予備試験受験資格に必要な所定の外科臨床研修修了後、2年以上の消化器臨床研修が必要

→ または、基本領域の専門医資格取得に必要な所定の外科臨床研修を修了し、基本領域の臨床研修開始 3 年目以降に 2 年以上の認定研修が必要

※移行措置等にて外科専門医を取得した者については、医師免許取得後の4年間の外科臨床研修を予備試験受験資格に必要な所定の外科臨床研修とみなします。

③ 放射線診断専門医、放射線治療専門医資格取得者

→ 放射線科専門医資格取得に必要な所定の放射線科臨床研修終了後、2年以上の消化器臨床研修が必要

④ 小児科専門医資格取得者

→ 小児科専門医資格取得に必要な所定の小児科臨床研修終了後、2年以上の消化器臨床研修が必要

最短で申請可能な年限

	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目以降
内 科									
外 科									
放射線科									
小 児 科									

	他学会研修期間 1		認定研修期間 : 本学会制度による認定施設または関連施設での研修期間
	他学会研修期間 2		本学会専門医試験申請可能

(註) 制度による認定施設又は関連施設での認定研修開始は、1989 年 4 月 1 日です。

それ以前の大学院在学歴および認定施設又は関連施設での研修期間は、臨床研修実績としては認められません。

※上記は 2024 年 9 月 6 日改定の専門医制度規則に基づく申請条件(認定研修に関して)となります

研修実績について申請年の3月末迄の研修実績を含めると本規則における研修期間を満たし、申請可能となる者は、指導医了承のもと同施設に在籍見込（研修修了見込）として申請を可とします。
該当する者は、下記のように“見込”と書き添えて指導医より証明をいただいでください。

（例）医籍登録年 2019 年（内科系）の本学会会員が、冊子版で提出する場合
2025 年専門医認定申請（2025 年 3 月末までの研修実績での申請）

『消化器病専門医研修実績』

研修期間	施設コード	施設区分	指導医登録番号
	研修施設名		指導医署名・印
① 自 2022 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日 (2 年 ヶ月)	XXXXXX	認定施設・関連施設	XXXXXX
	XXXXXX大学附属病院		XXX XX 印
② 自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月末日 (1 年 ヶ月)	XXXXXX	認定施設・関連施設	XXXXXX
	見込 XXXXXX病院		XXX XX 印

消化器臨床研修の証明について、施設毎に本会認定の指導医より証明をいただくこと。

専門医認定申請期間が3月末迄としているため、申請年の3月分迄の研修実績を含めると本規則における研修期間を満たし、申請可能となる者は、指導医了承のもと同施設に在籍見込（研修修了見込）としての申請を可とします。
その場合、上記②の研修歴のように“見込”と書き添えて指導医より証明をいただくこと。

※研修された施設の認定期間は『認定・関連施設一覧』、指導医は、『認定施設別指導医在籍履歴一覧』で確認することが可能です。
※施設区分について、研修を行った期間が「認定施設」か「関連施設」のどちらに該当しているか○で囲むこと。

◇ 研修カリキュラムの確認について

各項目の研修終了後、達成レベルを参考とし、自己評価をしたのち、その時の本会認定指導医より確認（サインまたは捺印）をいただいでください。

また、本規則による消化器臨床研修期間および所定のカリキュラム研修終了の証明として、研修カリキュラム（冊子）末尾の指導欄にも忘れずに指導医より署名および捺印をいただいでください。

上記例の場合、研修期間②の研修証明を行った指導医（もしくは、同施設の本会認定指導医）より、研修カリキュラム（冊子）末尾の指導欄に署名および捺印をいただくことが必要となります。

※注意事項※

『消化器病専門医研修カリキュラム評価表』（冊子）の配布時期により、P.1に“医籍登録年が2016年以降の方は、消化器病学会版 J-OSLER で『疾患』を登録して研修確認を行う事が必須となります。”とする記載がありますが、本学会専門医制度規則改定により2018年以前の医師免許取得者で **2030年までは旧制度での申請が認められます。**

現行の運用として、消化器病学会版 J-OSLER（J-OSLER-G）を用いた研修について、内科系の医師免許取得2019年以降の対象者においては申請時に修了していることが必要となります。（「消化器病専門医研修カリキュラム評価表」提出も必要となります）

＜注意＞ 専門医認定申請の際、下記に該当する場合は、不備となりますのでご注意ください。

- 1) 「認定研修歴」において、指導医より証明された研修期間が所定の研修期間を満たしていない場合
- 2) 「研修カリキュラムの各項目確認」において、指導医確認漏れがある場合
※すべての項目（全頁）の確認が必要となります。
- 3) 研修カリキュラム（冊子）末尾の指導欄の署名および捺印がない場合

医師免許取得年が 2022 年迄の方の申請条件・申請書類(2030 年迄)は学会ホームページでご確認ください。

新規申請 2025 年～2027 年【医師免許取得年:2022 年以前】

新規申請 2028 年～2030 年【医師免許取得年:2022 年以前】